

計画作成年度	令和3年度
計画主体	築上町

築上町鳥獣被害防止計画

〈 連 絡 先 〉
担 当 部 署 名
所 在 地
電 話 番 号
F A X 番 号
メー ル ア ド レ ス

築上町役場 産業課 林業水産係
福岡県築上郡築上町大字椎田891-2
0930-56-0300
0930-56-4536
sangyou@town.chikujo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・カラス・アライグマ・アナグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	築上町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	品目	被害の現状			
		被害金額		被害面積	
		千円	千円	千平方メートル	千平方メートル
ニホンジカ	稲	311	千円	98	a
	麦類	146	千円	183	a
	豆類	1,737	千円	961	a
	果樹	64	千円	2	a
	飼料作物	1	千円	2	a
	野菜	2,026	千円	22	a
	スギ(幼)	286	千円	300	a
イノシシ	稲	1,472	千円	464	a
	麦類	2	千円	2	a
	豆類	184	千円	102	a
	飼料作物	1	千円	17	a
	野菜	1,550	千円	20	a
カラス	稲	476	千円	150	a
	麦類	136	千円	170	a
	飼料作物	2	千円	30	a
アライグマ	豆類	5	千円	3	a
	果樹	126	千円	4	a
	野菜	2,130	千円	22	a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンジカ	<p>稲・麦・大豆の普通作物や野菜への被害が最も多く、人工林(ヒノキ、クヌギ)などの林業被害も中山間地を中心にある。</p> <p>平成24年度から鳥獣被害防止柵の設置を集落単位で進めているため、柵を整備していない地域や柵を整備できない箇所(道路・水路・川)からの侵入など、被害場所や上流から下流へ移動したり、侵入経路が変化している。また、道路への出没が増え、広域農道や県道等基幹道路での自動車との衝突事故が少なくない。</p> <p>今後は農林業被害だけでなく生活被害の拡大が懸念される。</p>
イノシシ	<p>鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用した捕獲の強化により、農作物への被害は減少している。また、侵入防止柵の整備により、被害が減少した集落が増加した。一方、侵入防止柵の下部を掘ったり、水路から農地へ侵入したりと、畦畔崩壊等の被害が発生している。</p>
カラス	<p>旧築城地区に被害が多く発生しており、稲、麦の農作物被害が深刻である。</p>
アライグマ	<p>近年生息数が増加傾向にあり、野菜を中心に被害が発生している。箱ワナでの捕獲で捕獲数は増加しているものの被害は増加傾向にある。</p>
アナグマ	<p>近年生息数が増加傾向にあり、野菜を中心に被害が発生するようになった。箱ワナでの捕獲で捕獲数は増加しているものの被害は増加傾向にある。</p>

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

(被害金額単位:千円) (被害面積単位:a)

	指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
ニホンジカ	被害金額	4,571	3,199
	被害面積	1,568	1,097
イノシシ	被害金額	3,209	2,246
	被害面積	605	423
カラス	被害金額	614	429
	被害面積	350	245
アライグマ	被害金額	2,261	1,582
	被害面積	29	20
合計	被害金額	10,655	7,456
	被害面積	2,552	1,785

(注)1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲従事者全員を鳥獣被害対策実施隊に任命し、捕獲体制を強化し、銃器・箱わな・くくりわなによる捕獲を実施している。 鳥獣被害対策実施隊員は、自営業者や行政職員がいるため、機動力が高く、被害連絡に迅速に対応している。	・従事者同士の連携強化 ・従事者の確保
防護柵の設置等に関する取組	平成24年度から、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、自治会単位での侵入防止柵の設置及び管理を進めている。 また、町単独補助金で電柵器を購入しイノシシ等の対策を推進している。	・侵入防止柵設置後の見回り体制の構築 ・農業者と鳥獣被害対策実施隊員の連携 ・被害防止技術に関する知識の普及啓発
生息環境管理その他の取組		

(注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5)今後の取組方針

集落ぐるみの被害防止対策が有効であるため、被害防止対策に関する知識の普及啓発を図り、対象獣を寄せ付けない集落づくりを進めていく。
(今後の取組) ①被害農家及び関係機関等との連携による被害状況の把握 ②侵入防止柵設置後の見回り体制の構築 ③農業者と鳥獣被害対策実施隊員との連携 ④被害防止対策研修会の開催 ⑤捕獲体制の強化 ⑥生活被害を想定した警察との連携体制の構築 ⑦近隣市町との連携

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲従事者のうち全員が鳥獣被害対策実施隊であり、鳥獣被害対策実施隊のうち全員を対象鳥獣捕獲員として指名又は任命している。
 捕獲体制は、非常勤業務として行う鳥獣被害対策実施活動と、有害鳥獣捕獲従事者としての捕獲活動の2種類があり、捕獲方法は、銃器や犬による巻き狩りや追い払い、わなによる捕獲を行う。
 隊員には予め、担当エリア及び捕獲対象を定め、効率的な捕獲を目指している。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～令和6年度	ニホンジカ・イノシシ カラス・アライグマ アナグマ	狩猟免許試験及び助成事業について周知し、免許所持者の確保を図る。合格者には、捕獲従事者として活動してもらうよう、活動内容や仕組みを明確にした案内体制を整備し、捕獲従事者の確保に努める。また、捕獲従事者に対する研修会を案内し、その育成を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

ニホンジカ・イノシシ・カラス・アライグマ・アナグマ	直近3か年の捕獲実績及び生息状況等を踏まえ、捕獲頭数を設定する。
---------------------------	----------------------------------

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンジカ	650	650	650
イノシシ	350	350	350
カラス	250	250	250
アライグマ	300	300	300
アナグマ	300	300	300

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

捕獲方法は、銃器及びわな(箱わな、くくりわな)を基本とし、地域の実情に合わせて、安全で効率のよい方法で捕獲する。
 捕獲時期は、対象鳥獣の生息状況及び被害状況を踏まえ、年間を通して実施期間を設ける。
 捕獲予定場所は、町内全域とする。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

安全が確保される場所で遠方からの射撃により、効率よく捕獲活動を行う。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

(単位:m)

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンジカ・イノシシ	ワイヤーメッシュ 1,000	ワイヤーメッシュ 1,000	ワイヤーメッシュ 1,000
	電気柵 1,000	電気柵 1,000	電気柵 1,000

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンジカ・イノシシ	・定期的な見回りや草刈りの実施 ・破損力所の補修	・定期的な見回りや草刈りの実施 ・破損力所の補修	・定期的な見回りや草刈りの実施 ・破損力所の補修

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～令和6年度	ニホンジカ・イノシシ カラス・アライグマ アナグマ	・侵入防止柵設置後の見回り体制について、鳥獣被害対策実施隊員と連携した体制を構築する。 ・集落ぐるみの被害防止対策ができるよう、研修会を通じて普及啓発に取り組み、地域住民の自衛意識の醸成を図る。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

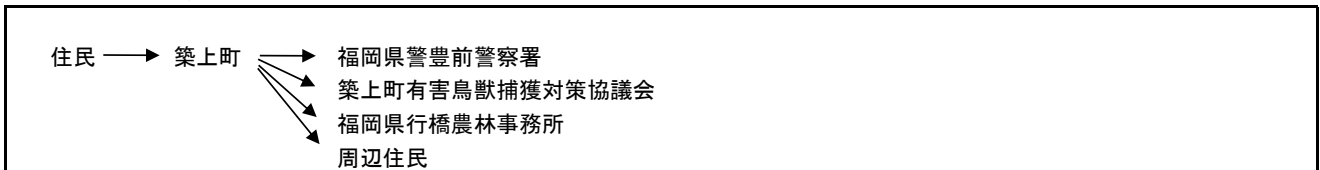
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
築上町	情報収集、関係機関通報、周辺住民への周知
築上町有害鳥獣捕獲対策協議会	捕獲等の実施
福岡県警豊前警察署	住民の安全確保、被害者の保護
福岡県行橋農林事務所	緊急時の相談

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲物等については、原則持ち帰ることとし、一般廃棄物として適正に処理することとする。また、持ち帰ることが困難な場合は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針に基づき適切な方法で埋設することにより適切に処理することとする。
--

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ、ニホンジカの捕獲した一部個体について、食肉として自家消費を行っている。
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、各術研究等)	

(注) 利用方法ごとに現状および目標を記入する

(2) 処理加工施設の取組み

築上町内に設置している解体処理施設を活用し、捕獲等をした鳥獣の有効利用の推進を図る。
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組み

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	築上町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
築上町	協議会の事務局、関係機関との連絡調整、農家・住民への普及啓発
築上町鳥獣被害対策実施隊	情報収集、捕獲等の実施
福岡県築業協同組合 椎田アグリセンター	農作物被害対策に対する情報収集、営農指導
福岡県築業協同組合 築城アグリセンター	農作物被害対策に対する情報収集、営農指導
豊築森林組合	林産物被害対策に対する情報収集
鳥獣保護管理員	情報収集
福岡県京築普及指導センター	鳥獣被害防止対策に関する助言、指導
京築北九州農業共済組合	農作物の被防に関する調査

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大分北部福岡東部鳥獣被害防止対策協議会	広域連携、情報交換
福岡県豊前警察署	事故防止指導
行橋農林事務所農山村振興課	情報収集、被害防止対策の相談

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

築上町有害鳥獣捕獲従事者の全員を鳥獣被害対策実施隊員として委嘱。54名(町職員2人、民間52人)で、隊長は築上町産業課長。住民からの被害連絡に基づき、隊長が出動を指示。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲従事者の増員を図るため、試験や講習会等の情報を発信し、捕獲体制の強化と担い手の育成を図る。また、捕獲従事者に対し研修会を開催し、技量向上を図る。
--

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する人材育成の取組を含む)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

住民からの鳥獣出没の目撃情報があれば、町内の防災無線で注意喚起を行う。また、関係各課と連携して町内の小中学校、保育園及び幼稚園に連絡し注意喚起を行う。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。